



下田地区消防組合規則第1号

下田地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

下田地区消防組合
管理者 下田市長

下田地区消防組合火災予防条例施行規則第 1 号

下田地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

下田地区消防組合火災予防条例施行規則（平成 25 年下田地区消防組合規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

「サウナ設備」を「簡易サウナ設備・一般サウナ設備」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。